

## 4月から食事などで支払われる現物給与の価額が改定されます

被保険者に支払われる報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもの（食事や住宅などの現物給与）で支払われる場合においては、その価額は、法律により地方の時価によって、厚生労働大臣が定めることとされています。このため、現在も、都道府県ごとに定められた価額（標準価額）に基づき、この現物給与を通貨に換算して報酬に算入し、標準報酬月額は決定されています。

そこで、令和3年厚生労働大臣告示により、この現物給与が、令和3年4月1日から改定されることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、この現物給与の価額（標準価額）の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、お願いいたします。

### 食事で支払われる報酬

- 社員食堂などで食事が提供される場合、標準価額に基づいて通貨に換算して報酬に算入します。
- 費用の一部を徴収する場合、標準価額から徴収金額を差し引いた額が報酬となります。なお、徴収金額が標準価額の3分の2以上の場合は、現物給与とはみなされず、報酬に算入されません。

### 住宅で支払われる報酬

- 社宅等の住宅が提供されている場合、標準価額に基づいて通貨に換算して報酬に算入します。
- 費用の一部を徴収する場合、標準価額から徴収金額を差し引いた額が報酬となります。
- 価額の算出に当たっては、居間、客間、寝室、書斎、食事室などの居住用の部屋を対象とします。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下などと、店や事務室などの営業用の室は含めないことになります。

- 通勤費を定期券や回数券で支給される場合、現物給与として取り扱われますので、その全額を報酬に算入します。
- 住宅及び食事以外で報酬等が現物給与で支給され、それが労働協約で定められている場合は、その価額は「時価」として報酬に算入します。
- 計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 健康保険組合では、現物給与の価額について、各組合の規約により別段の定めをすることができることになっていますが、当組合ではこれを定めておりません。（厚生年金保険と同じです。）

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(令和3年厚生労働省告示第58号 / 令和3年4月1日適用)

(単位：円)

都道府県	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	
1 北海道	21,000	700	180	210	310	1,110	時価
2 青森県	20,400	680	170	210	300	1,040	時価
3 岩手県	20,400	680	170	200	310	1,110	時価
4 宮城県	20,400	680	170	210	300	1,520	時価
5 秋田県	20,400	680	170	200	310	1,110	時価
6 山形県	21,300	710	180	210	320	1,250	時価
7 福島県	21,000	700	180	210	310	1,200	時価
8 茨城県	20,700	690	170	210	310	1,340	時価
9 栃木県	20,700	690	170	210	310	1,320	時価
10 群馬県	20,700	690	170	210	310	1,280	時価
11 埼玉県	21,000	700	180	210	310	1,810	時価
12 千葉県	21,300	710	180	210	320	1,760	時価
13 東京都	21,600	720	180	230	310	2,830	時価
14 神奈川県	21,300	710	180	220	310	2,150	時価
15 新潟県	21,000	700	180	210	310	1,360	時価
16 富山県	21,300	710	180	210	320	1,290	時価
17 石川県	21,600	720	180	210	330	1,340	時価
18 福井県	21,900	730	180	220	330	1,220	時価
19 山梨県	21,000	700	180	210	310	1,260	時価
20 長野県	20,100	670	170	210	290	1,250	時価
21 岐阜県	20,700	690	170	210	310	1,230	時価
22 静岡県	20,700	690	170	210	310	1,460	時価
23 愛知県	20,400	680	170	210	300	1,560	時価
24 三重県	21,000	700	180	210	310	1,260	時価
25 滋賀県	21,000	700	180	210	310	1,410	時価
26 京都府	21,000	700	180	220	300	1,810	時価
27 大阪府	21,000	700	180	220	300	1,780	時価
28 兵庫県	21,000	700	180	210	310	1,580	時価
29 奈良県	20,400	680	170	220	290	1,310	時価
30 和歌山県	21,000	700	180	220	300	1,170	時価
31 鳥取県	21,300	710	180	210	320	1,190	時価
32 島根県	21,300	710	180	220	310	1,150	時価
33 岡山県	20,700	690	170	200	320	1,360	時価
34 広島県	21,000	700	180	210	310	1,410	時価
35 山口県	21,000	700	180	210	310	1,140	時価
36 徳島県	21,300	710	180	200	330	1,160	時価
37 香川県	21,000	700	180	210	310	1,210	時価
38 愛媛県	21,000	700	180	210	310	1,130	時価
39 高知県	21,600	720	180	210	330	1,130	時価
40 福岡県	20,100	670	170	210	290	1,430	時価
41 佐賀県	20,700	690	170	200	320	1,170	時価
42 長崎県	20,700	690	170	210	310	1,150	時価
43 熊本県	21,000	700	180	200	320	1,150	時価
44 大分県	20,700	690	170	210	310	1,170	時価
45 宮崎県	20,100	670	170	200	300	1,080	時価
46 鹿児島県	20,700	690	170	210	310	1,110	時価
47 沖縄県	21,600	720	180	210	330	1,290	時価